

# 新庄市建築物耐震改修促進計画

新 庄 市

平成 2 0 年 1 2 月  
(平成 2 8 年 3 月改定)

# 目 次

はじめに	1
1 目的	2
2 計画の位置づけ	2
(1) 計画の位置づけ	2
(2) 計画期間	2
(3) 対象地域・対象建築物	2
3 建築物の耐震診断・改修の実施に関する目標	2
(1) 想定される地震の規模、被害状況	2
(2) 耐震化の現状	4
(3) 耐震改修等の用途別目標の設定	5
4 建築物耐震化促進の基本方針・支援策等の総合的な安全対策	8
(1) 基本的な取組方針	8
(2) 耐震診断及び改修の促進を図る支援策	8
(3) 地震時の通行を確保する道路	8
(4) 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定	8
(5) 重点的に耐震化すべき区域の設定	9
5 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等	9
(1) 地震ハザードマップの作成	9
(2) 相談体制・情報提供の充実	9
(3) 耐震診断及び改修に向けた啓発事業	9
(4) 広報及びホームページの活用	9
(5) 家具転倒防止策	10
6 所管行政庁との連携等	10
7 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項	10
資料編	11

## はじめに

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災は、地震により6,400余名の尊い犠牲者と約24万棟に及ぶ住宅家屋の全半壊等甚大な被害をもたらし、戦後最大の被災となった。地震による直接的な死者数は5,502人で、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。

さらに、平成15年7月の宮城県北部連続地震、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震等大地震、そして平成23年3月の東日本大震災においては、津波被害も加わり死者・行方不明者2万人以上、全壊12万棟以上、半壊27万棟以上の大災害も発生している。

山形県（以下「県」という。）では、国の地震調査研究推進本部地震調査委員会により「山形盆地断層帯、新庄盆地断層帯等4断層帯の長期評価」が発表され、山形盆地断層帯においては、阪神・淡路大震災を上回るマグニチュード7.8クラスの大規模地震が今後30年以内にほぼ0～7%確立で発生する可能性が指摘された。

新庄市（以下「市」という。）においては、平成20年6月に宮城県、岩手県を中心として発生した「平成20年岩手・宮城内陸地震」において震度4を記録し、また、過去に震度5を観測した記録が2度あるものの、現在に至るまで地震による大きな被害の報告はない。

しかし、平成14年7月に文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会は、新庄盆地断層帯では、断層帯全体が一つの活動区間として活動した場合、マグニチュード6.6～7.1程度の地震が発生する可能性があり、今後30年以内の地震発生確率は0.8～1.0%と評価した。同様に、山形盆地西縁地震における評価では、山形盆地に位置する断層帯全体が一つの活動区間として活動した場合、マグニチュード7.8程度の地震が発生する可能性があり、今後30年の間に地震が発生する可能性が我が国の主な活断層の中では高いグループに属することを報告した。

そのため、山形県文化環境部では、再度山形盆地断層帯被害想定調査を行い（平成14年12月）、その調査における市の被害想定が、新庄盆地断層帯を原因とした地震の被害想定を上回っていた。

こうした状況の中、国は平成25年11月に耐震改修促進法を改正し、大規模な特定建築物の耐震診断の義務化と公表さらに表示制度の創設などにより、一層の耐震化を促進することとしている。これを踏まえ県では「山形県建築物耐震改修促進計画」を平成28年2月に改正しており、市でも今後の大地震に対する備えとして、昭和56年6月1日の前（以下「昭和56年以前」という。）に建築された既存住宅・建築物の耐震化を促進するため、耐震性向上に関する総合的な施策の基本となる「新庄市建築物耐震改修促進計画」を改定し、市民の安全・安心の確保に努めることとする。

## 1 目 的

「新庄市建築物耐震改修促進計画」（以下「促進計画」という。）は、市民の生命や財産を保護するため、地震による建築物の倒壊等の被害を最小限に抑え、既存建築物等の耐震性向上策として、県と市が連携しつつ耐震診断及び改修等を総合的・計画的に促進するための基本的な枠組みを定めることを目的とする。

## 2 計画の位置づけ

### （1）計画の位置付け

本計画は、耐震改修促進法及び山形県建築物耐震改修促進計画に基づき、新庄市地域防災計画を上位計画とし地域の実情を勘案しながら、既存建築物の耐震改修に関する施策の基本的な方向性を示す計画である。

（法律）災害対策基本法、建築基準法、耐震改修促進法

（国）防災基本計画、官庁施設の総合耐震計画基準

（県）山形県地域防災計画、山形県建築物耐震改修促進計画、  
山形県公共施設等耐震化基本指針

（市）新庄市地域防災計画、新庄市建築物耐震改修促進計画

### （2）計画期間

計画期間は、平成20年度から平成32年度までとする。

その間、必要に応じて検証し、本計画を見直すものとする。

### （3）対象地域・対象建築物

対象地域は、市内全域とする。

対象建築物は、原則として建築基準法（昭和25年法律第201号）における（※1）新耐震基準（昭和56年6月1日施行）施行前に建築された住宅、耐震改修促進法第6条に定める特定建築物（民間施設）及び防災活動拠点施設等となる市有施設を含む建築物とする。

（※1）新耐震基準とは、中地震（震度5強程度）では構造体が損傷せず、大地震（震度6強程度）では崩壊から人命を保護することを目的とした現行の建築基準法における耐震構造設計基準をいう。

### 3 建築物の耐震診断・改修の実施に関する目標

#### (1) 想定される地震の規模、被害状況

県内においては、山形盆地断層帯をはじめ、庄内平野東縁断層帯、新庄盆地断層帯、そして長井盆地西縁断層帯の4つの主要な断層帯が存在しており、長井盆地西縁断層帯をはじめ3つの断層帯で阪神・淡路大震災のマグニチュード7.2を上回るマグニチュード7.5～7.8クラスの大規模地震が発生する可能性が指摘されている。(表-1)

(表-1) 想定地震の長期評価一覧

断層名	地震の規模	位置	断層の長さ	発生確率		公表年月
				30年以内	100年以内	
庄内平野東縁断層帯	約M7.5程度	遊佐町～旧藤島町	約38km	ほぼ0～6%	ほぼ0～20%	平成21年10月
新庄盆地断層帯	約M6.9～7.1程度	新庄市～舟形町	17～22km	0.6～5%	2～5%	平成23年5月
山形盆地断層帯	約M7.8程度	大石田町～上市市	約60km	ほぼ0～7%	0.01～20%	平成19年8月
長井盆地西縁断層帯	約M7.7程度	朝日町～米沢市	約51km	0.02%以下	0.1%以下	平成17年2月
地震名 山形県沖の地震	約M7.7程度	1833年の庄内沖地震発生域	北側50km 南側70km	50年以内ほぼ0%		平成15年6月

(山形県沖の地震は地震調査研究推進本部公表、それ以外は、県危機管理課資料による)

県が調査した、想定される地震における被害については表-2から表-3に示す。

(表-2) 県内断層帯の被害想定調査結果一覧表

ブロック	庄内平野東縁断層帯	新庄盆地断層帯	山形盆地断層帯	長井盆地西縁断層帯
公表年月	平成18年6月	平成10年3月	平成14年12月	平成18年6月
想定マグニチュード	M7.5	M7.0	M7.8	M7.7
建物全壊	10,781棟	1,295棟	34,792棟	22,475棟
建物半壊	23,618棟	5,342棟	54,397棟	50,926棟
死者	915人	110人	2,114人	1,706人
負傷者	9,694人	2,585人	21,887人	16,405人
避難者	41,044人	7,776人	94,688人	78,849人

(県危機管理課資料による)

(注) 発生ケースは冬季の早朝を想定

(表-3) 県内断層帯における市の地震被害想定表

ブロック	建物全半壊数 (棟)				死傷者数及び避難者数 (人)					
	夏季		冬季		夏季昼間		冬季早朝		冬季夕方	
	全壊	半壊	全壊	半壊	死者	負傷者	死者	負傷者	死者	負傷者
庄内平野東縁断層帯	50	569	71	807	4	117	9	201	6	153
新庄盆地断層帯	319	999	481	1,272	18	319	35	498	33	478
山形盆地断層帯	553	1,291	801	1,581	30	444	55	676	51	644
長井盆地西縁断層帯	5	143	6	171	1	46	2	74	1	46

(県危機管理課資料による)

(注) 土蔵・附属家(車庫、物置、作業場等)除く

## (2) 耐震化の現状

### ① 住宅

平成27年1月1日現在の固定資産税台帳のデータを基に集計すると、市内には住宅総数17,498戸がありその内、昭和56年以前に建築された住宅が9,127戸で全体の52.2%を占めている。

構造では、木造戸建住宅が16,572戸で住宅全体の94.7%を占め、その中でも昭和56年以前に建築されたものは8,744戸あり木造住宅の52.8%となっている。

(表-4)

これらの数値から現状の住宅の耐震化率を推定すると、木造戸建住宅については、昭和56年以前に建築された8,744戸の内、耐震診断を実施すると「耐震性がある」とされる県の推定値30.0%で算定した場合2,623戸と推定され、昭和57年以降に建築された木造住宅の7,828戸と合わせて10,451戸となり木造住宅の耐震化率は63.1%と推定される。

また、非木造等住宅は、戸建住宅・共同住宅等を合わせて926戸があり、昭和56年以前に建築された383戸の内、耐震診断を行うと「耐震性がある」と推測される国の推定値76.0%で算定すると291戸と推定され、昭和57年以降に建築された543戸と合わせて834戸となり、非木造の耐震化率は90.1%と推定される。

したがって、市の平成27年1月1日現在における住宅(木造・非木造含む)の耐震化状況については、11,285戸で、耐震化率64.5%と推定される。(表-5)

(表-4) 住宅の建築年代別戸数

(単位：戸)

建築年代	木造住宅	非木造住宅	備考
～昭和25年	1,066	1	
昭和26年～昭和35年	930	6	
昭和36年～昭和45年	2,137	122	
昭和46年～昭和56年	4,611	254	
(昭和56年以前計)	8,744 (52.8%)	383 (41.4%)	9,127 (52.2%)
昭和57年～昭和63年	2,291	96	
平成1年～平成10年	3,098	258	
平成11年～平成20年	1,889	145	
平成21年～平成26年	550	44	
(昭和57年以降計)	7,828 (47.2%)	543 (58.6%)	8,371 (47.8%)
計	16,572 (100.0%)	926 (100.0%)	17,498 (100.0%)

(市税務課資料による)

(表-5) 住宅の耐震化率の推定

(平成27年1月 現在)

住宅総数 17,498戸	昭和57年以降 (新耐震基準以降) 8,371戸 (47.8%)	木造戸建住宅 7,828戸 非木造等住宅 543戸	耐震性あり 11,285戸 (64.5%)
	昭和56年以前 (新耐震基準以前) 9,127戸 (52.2%) (内訳) 木造: 8,744戸 非木造: 383戸	「耐震性がある」 とされる戸数(推計) 木造戸建住宅 2,623戸 (30.0%) 非木造等住宅 291戸 (76.0%)	
		「耐震性が不十分」 とされる戸数(推計) 木造戸建住宅 6,121戸 (70.0%) 非木造等住宅 92戸 (24.0%)	耐震性なし (耐震化が必要な住宅) 6,213戸 (35.5%)

## ② 建築物

## (ア) 特定建築物

市内に存する耐震改修促進法に基づく特定建築物、その他の多数の市民が利用する民間建築物は14棟あり、その内4棟が耐震化された建築物となっている。

## (イ) 市有施設

市が所有する建築物数は150棟あり、防災活動拠点や市民が多数利用する施設は、115棟にも及んでいる。

その内、昭和56年以前に建築された施設は54棟で全体の約47.0%である。その中で耐震診断を実施した棟数は37棟、これにより耐震性を確認できた施設は18棟、耐震改修を実施した施設は19棟となっており昭和57年以降に建てられたものを含めて耐震化率は85.2%となっている。

(資料編 P1～P4参照)

## (3) 耐震改修等の用途別目標の設定

## ① 住宅

新庄市の住宅の耐震化は、想定されている県内4断層帯の被害想定を勘案すると地震被害の減災対策として極めて重要であり、県の耐震化率目標と同じとする。

平成27年度 耐震化率	平成32年度 耐震化率
64.5%	95.0%

(ア) 目標達成のために必要な個数

目標とする平成32年度の住宅総数17,235戸（平成27年度から1.5%減見込）の耐震化率95%を達成するためには、平成27年推計値の耐震性なしの住宅の6,213戸から平成32年目標値の耐震性なし862戸を差し引いた5,351戸の耐震改修等が必要となる。

したがって、平成28年度から今後5年間で耐震改修等が必要な戸数は、5,351戸となる。このため、耐震化率目標の達成のためには、建替を含めた耐震改修を1,070戸/年とする必要がある。

	平成27年度推計値	⇒	平成32年度目標
住宅総数	17,498戸		17,235戸
うち耐震性あり	11,285戸 (64.5%)		16,373戸 (95.0%)
うち耐震性なし	6,213戸 (35.5%)		862戸 (5.0%)

$$\text{耐震改修の必要戸数} 6,213 \text{戸} - 862 \text{戸} = 5,351 \text{戸}$$

$$5,351 \text{戸} \div 5 \text{年} = 1,070 \text{戸/年}$$

② 建築物

(ア) 特定建築物

多数の市民が利用する建築物の耐震化率の目標を95%とし、公共施設と同様に避難及び救急医療施設となる民間建築物の病院の他、緊急輸送路等を倒壊のために閉塞する恐れのある建築物については、耐震化率95%以上を目標とし、所管行政庁である県と協力し耐震化に関すること等の指導等に努める。

(イ) 市有施設

市有施設の防災活動拠点施設等の耐震化率目標は、市民が安心して利用でき、防災上重要な施設として機能する必要があることから、県の耐震化率の目標を踏まえ、耐震化を目指すとともに、「山形県公共施設等耐震化基本指針（平成17年3月）」に基づいた「新庄市市有施設耐震化実施計画」に基づき、計画的に耐震診断、耐震改修を推進する。



(i) 学校の校舎・体育館等

<小・中学校>

児童、生徒の安全と地域の災害時における避難所となるため、耐震化を急ぐ。

平成26年度耐震化率	平成32年度耐震化率
84.8%	100.0%

- ・ 耐震化率目標達成のため、7棟の耐震化に努める。

(ii) 庁舎

災害時の防災活動拠点施設（対策本部を設置）であり、災害時における最大の行政サービスを提供する施設になるため耐震化を急ぐ。

平成26年度耐震化率	平成32年度耐震化率
50.0%	100.0%

- ・ 耐震化率目標達成のため、2棟の耐震化に努める。

(iii) 公営住宅

多数の市民の居住施設であり、入居者の生命を守るため耐震化を急ぎ、現時点で全ての棟の耐震化が終了している。

平成26年度耐震化率	平成32年度耐震化率
100.0%	100.0%

(iv) 福祉施設（保育所・児童センター・児童館・学童保育所・老人ホーム）

利用者自らが避難することが容易ではない施設であり、耐震化を急ぐ。

平成26年度耐震化率	平成32年度耐震化率
90.9	100.0%

- ・ 耐震化率目標達成のため、1棟の耐震化に努める。

## 4 建築物耐震化促進の基本方針・支援策等の総合的な安全対策

### (1) 基本的な取組方針

市は、市内の住宅・建築物の所有者が自ら耐震化に努めることを基本とし、県及び建設関係団体等と共に、住宅・建築物の所有者等が耐震診断・耐震改修を計画的に行いやすいように環境の整備や必要な支援施策を講ずる。

### (2) 耐震診断及び改修の促進を図る支援策

市は、耐震診断及び改修に向けた支援事業として、昭和56年以前に建築され、比較的、耐震性の劣る在来木造住宅の耐震診断を行う所有者の方に対し、国が行っている住宅・建築物耐震改修事業を活用した事業を推進する。

### (3) 地震時の通行を確保する道路

地震時において、建築物の倒壊により緊急車両の通行や市民の避難の妨げにならないよう、次に掲げる道路の沿道で倒壊し道路を閉塞するおそれのある建築物所有者は、耐震改修促進法第6条に基づき耐震改修等の実施に努める。

#### ① 緊急輸送道路

(ア) 山形県地域防災計画（震災対策編）において指定された緊急輸送路で、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路

(イ) 市の防災上の重要な拠点施設となる庁舎、消防施設、病院、収容避難所等を結ぶ緊急輸送道路で、災害発生時において避難、救助をはじめ、物資の輸送、諸施設の復旧等の応急対策活動を実施する上で重要な道路

#### ② 指定避難所に通じる避難道路

新庄市地域防災計画の指定避難所に通ずる主たる道路で、沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路

緊急輸送道路の指定一覧

	路線名（各路線の一部）
国 道	13号線、47号線、尾花沢新庄道路、47号線新庄南バイパス、458号線、
主要地方道	新庄停車場線、新庄戸沢線、新庄次年子村山線
一般県道	曲川新庄線、赤坂真室川線、泉田新庄線
市 道	沼田金沢線、五日町金沢線、沖鉄砲町線、松本若葉町線、沖の町中山町線、東山線、松本金沢浦線、小田島公園前線、日新中学校前線、金沢東団地線、栗田南沢線

（市環境課資料による）

### (4) 優先的に耐震化に着手すべき建築物の設定

市は、優先的に耐震化に着手すべき建築物は、市有施設のうち地震災害発生時に防災活動の

拠点施設となる学校、庁舎等の重要な市有公共施設の建築物並びに新庄市地域防災計画において収容避難所に指定された公民館及び平成7年1月の阪神・淡路大震災で被害が集中した昭和56年以前に在来軸組工法の戸建て住宅とする。

特に、児童・生徒の安全と地域の災害時における避難所となる学校（小・中学校）の耐震化を優先する。

#### **(5) 重点的に耐震化すべき区域の設定**

重点的に耐震化すべき区域は、次のとおりとする。

- ① 耐震改修促進法第5条第3項第1号の規定により山形県耐震改修促進計画に記載された緊急輸送道路、避難路及び避難地帯の沿道
- ② 耐震化の必要な木造住宅が密集している地区

### **5 建築物の地震に対する安全性向上に関する啓発等**

#### **(1) 地震ハザードマップの作成**

市は、県が作成した「地盤の揺れやすさ」が分かるデータを活用し、地震ハザードマップを作成するとともに必要に応じて更新し、住宅・建築物の耐震改修に係る啓発活動等に努める。

#### **(2) 相談体制・情報提供の充実**

市の耐震相談窓口では、耐震診断・耐震改修についての情報を提供し、技術的な事項については、山形県住宅・建築物地震対策推進協議会等専門機関の相談窓口を紹介するとともに、リフォーム相談窓口では、耐震改修に関する相談も行いながら耐震改修への誘導を図っていく。また、県と連携し、住宅月間・住宅防災週間等の時期において耐震化のPRを図り、耐震診断・改修について市民に情報提供し、耐震診断・改修等の普及啓発に努める。

#### **(3) 耐震診断及び改修に向けた啓発事業**

- ① 耐震改修の経済的負担を軽減する支援策として、県が行っている山形県住宅リフォーム資金融資制度事業及び山形の家づくり利子補給制度を積極的に活用できるよう、啓発に努める。
- ② 県が作成した啓発用パンフレット・ポスターを配布し、啓発に努める。また、県と連携し、出前講座を利用した耐震診断・改修の講習会を開催する。

#### **(4) 広報及びホームページの活用**

市が定期的に発行する公報やホームページに耐震診断事業等について掲載し、広く市民に耐震化に関する情報を提供し、耐震化の啓発に努める。

## **(5) 家具転倒防止策**

市は、阪神・淡路大震災の教訓を生かし、県と連携し、地震時における家具の転倒防止策についてパンフレット等を活用して市民に対策事例等を紹介するとともに、自らできる地震対策への取組について普及啓発を図る。

## **6 所管行政庁との連携等**

市は、特定建築物についての所管行政庁である県と協力し、地震時における窓ガラスや天井の落下及びエレベーターの閉じこめ等が発生する恐れのあること等も含め、特定建築物について耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保する必要があると認められる場合には、所有者に対し、指導及び助言等に努める。

## **7 その他耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項**

住宅・建築物の耐震化を促進させるために官民が協働で対策にあたる必要があることから、市は、県、市町村及び建築関係団体等で組織する「山形県住宅・建築物地震対策推進協議会」に積極的に参画し、市民等に対し耐震化に関する知識、情報等の提供等に努める。

# 資 料 編